

1 合併協議会の経緯と成果

合併協議会の経緯

合併協議会では、平成10年4月の設置以来、徹底した市民参加と完全な情報公開で計画的に協議を進めてきました。



第1期協議

- 平成10年 5月15日 第1回合併協議会 ... 特別記念講演等
- 7月 4日 第2回合併協議会 ... 全体事業計画の決定
- 10月26日 第3回合併協議会 ... 両市行政現況把握調査の報告
新市グランドデザイン市民意識調査(5,655人)
- 12月22日 第4回合併協議会 ... 新市グランドデザイン策定基礎調査の中間報告
公開セミナー
- 平成11年 3月23日 第5回合併協議会 ... 新市グランドデザイン策定基礎調査の最終報告
- 6月 2日 第6回合併協議会 ... 新市の都市ビジョンの協議
両市主要施設(事業)の現地調査
- 7月10日 第7回合併協議会 ... 市民フォーラムの開催
新市の都市ビジョンの協議
タウンミーティング(両市9地区)
- 8月11日 第8回合併協議会 ... 市民意見のまとめ
新市の都市ビジョンの協議
- 9月 6日 第9回合併協議会 ... 新市の都市ビジョンの決定
4部会設置
部会の開催 第1~4部会 第1~3回
正副会長・正副部会長会議
- 10月22日 第10回合併協議会 ... 部会協議のまとめ
新市グランドデザイン中間素案の決定
市民アンケート調査(中間素案に対する市民意見の把握)
市民シンポジウム(県知事基調講演、中間素案に対する市民意見の聴取)
部会の開催 第1~4部会 第4回
- 12月22日 第11回合併協議会 ... 中間素案に対する市民意見の整理
新市グランドデザイン最終素案の決定
地区説明会(両市10地区)
部会の開催 第1~4部会 第5回
- 平成12年 2月24日 第12回合併協議会 ... 最終素案に対する市民意見の整理
新市グランドデザインの決定
- 3月23日 第13回合併協議会 ... 「合併の方向性」の確認



第2期協議

- 平成12年 8月 2日 第14回合併協議会 第2期協議の協議項目及び協議の進め方の決定
- 9月 6日 第15回合併協議会 合併の方式(対等合併)の決定
- 11月13日 第16回合併協議会 合併の期日(平成15年4月1日)の決定
- 12月22日 第17回合併協議会 新市の名称を公募することの決定
事務所の位置(東静岡地区)の決定
- 平成13年 2月23日 第18回合併協議会 新市建設計画策定の基本方針の決定
6分野5部会の設置
部会の開催 第1、2部会(第1回)、第3~5部会(第1、2回)
- 3月23日 第19回合併協議会 新市の名称公募の詳細の決定
第1回正副部会長会議
- 4月20日 第20回合併協議会 名称公募の両市名取扱の決定
事務事業すり合わせ方針の決定
法による特例項目の協議
部会の開催 第1、2部会(第2回)、第3~5部会(第3回)
- 5月29日 第21回合併協議会 新市の名称公募実施の決定
すり合わせ項目の方針の協議
法による特例項目の協議
部会の開催 第1、2部会(第3回)、第3~5部会(第4回)
第1回名称選考委員会(新市名称公募開始6月15日~8月31日)
第2回正副部会長会議
部会の開催 第1、2部会(第4回)、第3~5部会(第5回)
- 7月 3日 第22回合併協議会 新市建設計画中間素案の決定
すり合わせ項目の方針の協議
法による特例項目の協議
第2~4回名称選考委員会
部会の開催 第1、2部会(第5回)、第3~5部会(第6回)
第3回正副部会長会議
- 8月29日 第23回合併協議会 新市建設計画の決定
すり合わせ項目の方針の決定
法による特例項目の協議
第5回名称選考委員会
部会の開催 第1、2部会(第6回)、第3~5部会(第7回)
第6~8回名称選考委員会
第4回正副部会長会議
- 10月31日 第24回合併協議会 新市の名称の協議、法による特例項目の協議
- 11月19日 第25回合併協議会 新市の名称の協議、法による特例項目の協議
- 平成14年 2月20日 第26回合併協議会 地区説明会で寄せられた「市民意見のまとめ」の協議を行います。
- 3月20日 第27回合併協議会 合併協議会としての「合併の是非判断」を行います。



地区説明会(両市内46地区)

合併協議会の協議の成果

静岡市・清水市合併協議会では、両市の合併に必要な協議項目を新市建設計画の他30項目定め、現在までに、24回（10月31日現在）の協議会を開催し、精力的に協議を行ってまいりました。

(1) 基本項目の協議

まず、合併協議の基本となる事項を、基本項目として5つ定め、それらについての協議を行い、次のとおり決定しました。

項 目	決 定 内 容	理 由 等
① 合併の方式	対等合併とする。	静清合併は、歴史や伝統、個性が違う両市が、対等の立場で地域の将来のまちづくりを考えていこうとするものであり、対等合併とします。
② 合併の期日	平成15年4月1日とする。	平成13年度中に合併の是非決定を行うため、合併を是とする決定がなされたら、直ちに法定手続に着手し、速やかに合併することとします。
③ 新市の名称	(継続協議中)	しずおか しみず するが すんぶ にほんだいら 静岡市、清水市、駿河市、駿府市、日本平市（五十音順）の5つの候補名称の中から、新市に最もふさわしい名称を決定します。
④ 事務所の位置	東静岡地区とする。	新市の均衡ある発展や、政令指定都市移行を見据え、新市市民の利便性等を考慮し、新市市街地の中心に位置する東静岡地区とします。
⑤ 財産及び公の施設の取扱い	全て新市に引き継ぐものとする。	両市を廃して、新たに新市を設置する対等合併であるので、両市の債権、債務等全ての財産、公の施設は新市に引き継ぐものとします。

(2) 法による特例項目の協議

合併特例法には、合併に際してのいくつかの特例が規定されており、これらの特例を適用するかしないかも、現在、継続して協議が行われています。

特 例 項 目	特 例 の 内 容 等
⑥ 議員定数及び任期の取扱い（継続協議中）	対等合併の場合、現在の両市の市議会議員（78名）は、すべてその身分を失うのが原則ですが、住民代表である議員の激減緩和等の観点から、次の特例が認められています。 （1）定数特例 新市の議会の上限定数は、56名ですが、新市の設置選挙の際その2倍まで、定数を増加できます。 （2）在任特例 両市の議員が合併後2年間そのまま在任できます。
⑦ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新市に一つの農業委員会を置き、静岡市及び清水市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会による委員として在任する。
⑧ 地方税の取扱い（継続協議中）	地方税について、次の場合に不均一課税を行うことができることとされています。 （1）両市間に地方税の賦課に著しい不均衡があるため、新市の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合 （2）合併により承継した財産若しくは負債の額について、両市間に著しい差異があるため、新市の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合
⑨ 一般職の職員の身分	対等合併により両市の法人格が消滅するため、一般職員はその身分を失うこととなるが、合併特例法により、両市の一般職員が引き続き新市の職員としての身分を保有するように措置しなければならぬとされています。
⑩ 地域審議会の設置（継続協議中）	両市の協議により、両市の区域を単位として、新市の市長の諮問に応じ、または必要に応じて、新市の市長に対して意見を述べることができる地域審議会を置くことができるとされています。

(3) すり合わせが必要な項目の協議

合併に際して、両市間で仕事のやり方等が異なっているものを統一していく、いわゆる事務事業のすり合わせを行います。特に重要な20項目については、合併協議会で方針を決定し、それに基づいて、両市の担当部局が協議を行っていくこととなります。

すり合わせ項目	決 定 内 容
⑪ 特別職の職員の身分	基本的には、失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令のとおりとする（市長職務執行者等）。
⑫ 条例・規則の取扱い	各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市の事務事業が円滑に執行できるよう新設整備するものとする。
⑬ 組織及び機構	新市の組織・機構は、中枢本部及び2つの総合支所を骨格とし、以下の事項を基本に、整備するものとする。 （1）簡素で効率的な組織・機構 （2）市民が利用しやすく、分かりやすい組織・機構 （3）新市建設や新たな行政課題に的確に対応できる組織・機構

すり合わせ項目	決 定 内 容
⑭ 一部事務組合等の取扱い	静清中央卸売市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の日の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に参加する方向で調整する。両市の財産区は、現行のとおりとする。両市に設立されている公社のうち公法人については、合併時に統合し、その他の公社等については、合併時に再編するように調整に努めるものとする。第3セクターについては、当面現行のとおりとする。
⑮ 使用料、手数料等の取扱い	使用料、手数料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料や手数料等は、新市における適正な額を決定するものとする。
⑯ 公共的団体等の取扱い	新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。
⑰ 補助金、交付金等の取扱い	補助金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実績等に配慮し、次の区分に応じて、調整するものとする。 （1）両市で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。 （2）両市それぞれの独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。
⑱ 行政連絡機構の取扱い	行政連絡機構については、当面現行のとおりとし、合併後に、町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙の配布等の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議のうえ、合併時までに、新市における取扱いを検討するものとする。
⑲ 町・字名の取扱い	町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町・字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、検討するものとする。
⑳ 各種福祉制度の取扱い	市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。
㉑ 慣行の取扱い（市章、市旗、市歌、都市宣言等）	慣行は、原則として新市において検討するものとする。ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。
㉒ 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、合併後1年以内を目標に、新市において統一するものとする。
㉓ 保健衛生事業の取扱い	保健衛生事業については、合併時までに、保健所業務を中心とした中核市移譲事務の円滑な実施体制を確立するとともに、両市それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、市民サービスの向上に向けて統一を図るよう調整するものとする。
㉔ 清掃事業の取扱い	市民生活に支障をきたさないことを基本に、新市において再編する。 （1）ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。 （2）し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。
㉕ 各種産業制度の取扱い	各種産業に係る制度のうち、同一又は類似する事業は、統合、再編に向けて作業を進めるとともに、両市それぞれ独自に実施している事業は、これまでの経緯に配慮する中で調整するものとする。
㉖ 教育制度の取扱い	学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については、当面現行のとおりとする。社会教育については、学習機会・情報の提供に努めるなど、市民サービスの向上を図るよう調整するものとする。なお、公民館については、現行のとおりとする。
㉗ 消防団の取扱い	消防団については、当面現行のとおりとする。ただし、団員の身分、報酬、手当等については、合併時に統一する。
㉘ 上水道事業の取扱い	上水道事業については、合併後当分の間現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。
㉙ 下水道事業の取扱い	下水道事業については、合併後当分の間現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。
㉚ 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の調整については、市民生活の向上を基本に、次の区分に応じて調整するものとする。 （1）一方の市独自の事務事業については、従来からの経緯や実績等を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。 （2）同一又は類似する事務事業については、合理化、効率化の観点から考慮しつつ、統一の方向で、新市における取扱いを検討するものとする。

2 合併のメリット

静清合併のメリット

合併は、最大の行政改革と言われていますが、静清合併が実現すると、次のようなメリットがあります。

(1) 組織の統合、合理化による経費の節減、行財政運営の効率化を図ることができます。

- ・市長は1人に、その他の特別職も削減されます。
- ・市議会は1つとなり、議員数も大幅に削減されます。
- ・総務、財務などの管理部門が統合、合理化され、住民サービスに直結した事業部門の充実が図られます。
- ・職員数は、適正な定員管理のもと、効率化が図られます。
- ・一元的な政策推進や財政運営により、行財政運営の効率化が図られます。

(2) 職員の専門性を高めるとともに、行政組織の整備充実を図ることができます。

- ・組織の統合、合理化により生み出された人材を、高度化、専門化した分野や、新たな行政課題に投入することができます。
- ・清水地区が中核市の区域となるため、新市全体で、中核市への移譲事務権限を活かした総合的な行政サービスが展開できます。
- ・中枢本部と総合支所の設置により、計画部門と実施部門の役割分担や、全市的課題と地域的課題への対応の明確化等組織力が強化できます。
- ・組織の規模能力の向上により、変化がめまぐるしい社会経済情勢に、的確に対応した組織づくりを行っていくことができます。
- ・都市のステータスの向上により、広く人材を求めることができます。

(3) 市民の生活圏の実態に対応した地域の一体的な整備を促進していくことができます。

- ・両市の境界を超えた一体的な行政施策の展開が可能となり、市民の生活実態に即した行政サービス提供拠点の配置や管轄区域の設定ができます。
- ・道路交通網等交通ネットワークの一体的、総合的な整備が促進できます。
- ・総合的、一体的な観点から都市計画や土地利用が促進でき、各地区の個性や特色を活かした適正な機能分担と相互依存関係が確立できます。
- ・上下水道等面的な基盤整備が、一体的、効率的に推進できます。
- ・広大な中山間地域の一体的な整備や保全が促進できます。

(4) 公共施設の一体的な利用や効率的な配置を推進していくことができます。

- ・両市の旧市役所を総合支所として活用するとともに、公民館等に地域総合窓口等を設置するため、居住地や勤務地など、より多くの場所で行政サービスを受けられます。
- ・図書館、公民館、保健福祉センター等を、効率的、計画的に配置できます。
- ・清掃工場、斎場等の必置施設の効率的利用が促進できます。
- ・政策推進体制の一元化により、類似施設の重複を防ぎ、個々の事業の連携が図られ、効率的な事業推進が行われます。
- ・両市の既存施設を市民として利用することとなるため、各施設利用のための情報が入手しやすくなるとともに、居住地、勤務地等に合わせて利用することができます。

(5) 合併特例法による財政上の特例を活かした新市建設の根幹となる事業が実施できます。

- ・静岡駅周辺の整備や東静岡地区の整備、清水駅周辺の整備等、新市の高次都市機能の集積に向けた、都市核の機能向上のための事業を推進します。
- ・両市にまたがる有度山を総合的に整備し、新市の一体性を確立していきます。
- ・新交通システムの導入の検討を始めた交通ネットワークの整備を推進し、新市全体の均衡ある発展を実現します。
- ・上下水道や公園等生活環境の整備が促進できます。
- ・その他、新市全体の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立に資するための事業を積極的に推進していきます。

(6) 政令指定都市への移行可能性を高めるとともに、実現に向けた、具体的な展望を開くことができます。

- ・70万都市という我が国有数の都市規模の実現により、民間投資の拡大や重要プロジェクトの誘致が行われ、都市機能の向上と情報発信力の強化が推進できます。
- ・首都圏と中京圏の中間における70万都市の誕生は、我が国の国土経営上の観点から、中枢拠点整備のための各種投資が行われることとなります。
- ・新市の発足後、直ちに、区制施行の準備や県との移譲事務の調整等の政令指定都市への移行に向けた具体的な準備に着手します。



静清合併への不安、懸念とそれへの対応

合併は、地域の実情に応じて、自主的なまちづくりの手段として行われるものです。静清合併について寄せられた不安や懸念の声に対してお答えします。

Q1

市役所が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかと心配しています。

静清合併が実現すると、合併新市の中枢本部は、東静岡に立地し、従来の静岡、清水両市役所は、総合支所として整備するとともに、公共施設に複数の地域総合窓口を設置します。これは、合併新市では、市民満足のための高次・高質な行政を推進していこうと考えているからです。したがって、従来の市民サービスの拠点としての市役所の機能は総合支所にそのまま引き継がれ、地域総合窓口も複数設置するので、居住地や勤務地など、より多くの場所で行政サービスを受けられることとなり、市民の利便性は飛躍的に向上します。

Q2

中心部だけが良くなって、周辺部がさびれてしまうのではないかと心配しています。

静清合併が実現すると、新市に3つの都市核を形成するとともに、複数の都市拠点を配置し、それぞれを交通・情報ネットワークで有機的に結ぶことにより、新市全体の均衡ある発展と都市機能の飛躍的な向上を目指すため、多核型都市を形成していきます。特に、3つの都市核には、それぞれの特色に応じた高次都市機能を分担して集積するので、新市では、一極集中は排除されることとなります。また、政令指定都市への移行が実現すれば区制を施行し、より一層各区の特色を活かしたまちづくりを行っていくこととなります。したがって、中心部だけが良くなって、周辺部がさびれてしまうということはありません。

Q3

税金が、高くなるのではないかと心配しています。

市税は全国のどの都市でも同様の基準により課税されているので、地域的な差はありません。したがって、合併したから税金が高くなるとか、安くなるとかということはありません。ただし、税金の中には、都市規模に応じて課税されているものがあり、合併により都市規模が拡大すれば、税額が変更されたり、新たに課税されたりする税金があります。静清合併の場合は、個人市民税均等割について、両市は人口50万未満の市であるため年額2,500円ですが、新市は人口50万以上の市となるため年額3,000円となり、事業所税については、人口30万以上の市に課税されるため、旧清水市地区において、新たに課税されることとなります。

Q4

市民の声が、行政に届きにくくなるのではないかと心配しています。

静清合併が実現すると、新市では、市民と行政とのパートナーシップの確立のため、市民主導の政策形成・合意システムを確立するとともに、市民・企業と行政の役割分担を進め、行政の透明性の確保と行政評価・事務事業評価システムを確立します。特に、従来の静岡、清水両市役所は、中枢機能の移転に伴うスペースを活用してNPOやコミュニティ団体等の活動拠点として整備します。したがって、新市の行政の在り方は、市民の声を行政が聴くという従来型ではなく、市民と行政とのパートナーシップにより進められることとなります。